

<抜粋>

東京労働局長 土田浩史 殿

2019年7月31日

東京都港区三田1丁目10番3号  
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
東京地方協議会  
議長 齊藤 千秋

東京都江東区亀戸1丁目10番9号  
産業別労働組合連合会（JAM）東京千葉  
執行委員長 岩崎 幸治

### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都における電気機械器具、情報通信機械器具最低賃金の決定を求める申出に合意し、下記のとおり申し出る。

#### 記

#### 1. 申し出者を代表する基幹的労働者の範囲

東京都電気機械器具（電気溶接機製造業、電球製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、交通信号保安装置製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）を営む使用者に使用される労働者数

45,804 人

適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

- (1) 契約期間の定めがなく雇用されている労働者
- (2) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され
- (3) 過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
- (3) 雇い入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ただし、次に掲げるものを除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ニ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械（卓上又は手持ち式で使用するものに限る。）を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

#### 2. 最低賃金の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都電気機械器具、情報通信機械器具

#### 3. 申し出の内容

上記の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね2分の1に達していることから、法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

45,804 人

東京都電気機械器具、情報通信機械器具を営む使用者に使用される労働者数

34,184 人

(最も低い)労働協約の金額

1,018円 / 時間額

現在適用されている法定最低賃金額

985円 / 時間額

**受付**  
 1.7.31  
 東京労働局労働基準部  
 係長

5. 添付書類

- ① 東京都電気機械器具、情報通信機械器具を営む事業所、組合、労働協約適用労働者数
- ② 申出に関する合意書及び委任状
- ③ 労働協約の写し等

以上